

人材採用に関する基本契約書

_____（以下「甲」という）と株式会社マルコビジネスサポート（以下「乙」という）は
人材採用コンサルティングに関して、次の通り契約を結ぶものとする。

1. 甲は乙に、人材の採用における面接・選考・人事及び労務等のコンサルティング業務を委託する。
2. 甲は、乙が紹介した人材の採否について、決定後速やかに乙宛てに連絡をとるものとし、採用した場合、甲は乙宛て別途、「採用確認書」交付しなければならない。
3. 甲は乙に委託した業務に関して、乙が選考・紹介した人材を採用した場合、乙に対して別途、覚書に定めるコンサルティング料を支払うものとする。
4. 採用決定年収は雇用契約時の理論年収とする。ただし、定期昇給などが行われる場合はその見込額とする。
5. 3項に関して、甲の乙に対する支払いは、当該当者就職後、乙より甲宛てに発行する請求書受領後 30 日以内に乙が指定する口座に、全額振込むものとする。
6. 乙は甲に対して紹介した人材が、入社後 6 ヶ月以内に、本人の責による解雇または自己都合により退職した場合には、第 3 項の定めにより受け取ったコンサルティング料を次の料金率により、甲に返済する。ただし甲の理由に起因する退職、甲の都合による解雇もしくは当該当者の死亡等、不足の事態による退職の場合には、返済の適用を除外するものとする。
 - (1) 入社 1 ヶ月以内に退職した場合 手数料の 50%
 - (2) 入社 3 ヶ月以内に退職した場合 手数料の 30%
7. 特別に困難が予想される場合については、甲乙協議の上、3 項および 5 項に拘わらず、コンサルティング料および支払方法について別に定めるものとする。
8. 甲乙双方は、この契約に関して相手から得た情報を一切、外部に洩らしてはならない。本契約が終了した後も同様とする。
9. 本契約の有効期限は、契約締結の日から 1 年間とする。ただし、期間満了 1 ヶ月前までに、甲乙いずれかより契約終了の意思表示がなされない場合は、引き続き 1 年間継続するものとし、以後も同様とする。
10. 本契約に定めのない事項に関しては、その都度協議の上これを定める。

以上、契約の証として本契約書を 2 通作成し、甲乙双方記名捺印の上、各 1 通を持つものとする。

年 月 日

甲 :

乙 :